

議第49号

三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 三島市税賦課徴収条例(昭和26年三島市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「収益事業」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。

第33条の4中「100分の14.5」を「100分の11.9」に改める。

第33条の4の2第1項中「14.5分の2.2」を「11.9分の2.2」に改める。

第44条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第46条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第49条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第68条中「係げる」を「掲げる」に改め、同条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3,800円
自家用	年額	5,000円
イ 小型特殊自動車		
農耕作業用のもの	年額	2,400円
その他のもの	年額	5,900円

第68条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第1条の2の3中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則第2条の2及び第2条の3を削る。

附則第4条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第5条の3の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の3に次の2項を加える。

- 5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第5条の4に次の1項を加える。

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を

受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第11条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第68条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第68条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第12条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第15条の6中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第16条から第17条までを削り、附則第18条を附則第16条とする。

(三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の3の改正規定のうち同条第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

第3条 三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成25年三島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち三島市税賦課徴収条例附則第15条の6の改正規定中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第14項各号」を「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に、「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」を「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

第2条のうち三島市税賦課徴収条例附則第2条第4項の改正規定及び附則第2条の2第4項の改正規定を削る。

第2条のうち三島市税賦課徴収条例附則第14条第1項の改正規定中「「当該株式等」を「当該一般株式等」に」を「「当該株式等に係る譲渡所得等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等」を「当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等」に」に改める。

第2条のうち、三島市税賦課徴収条例附則第14条の2の改正規定のうち同条第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第1条第2号中「第2条第4項、第2条の2第4項、」を削り、「附則第15条の4の改正規定」の次に「（同条第5項第3号の改正規定中「に係る」の次

に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三島市税賦課徴収条例第33条の4及び第33条の4の2第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中三島市税賦課徴収条例附則第1条の2の3の改正規定及び附則第16条から第17条までを削り、附則第18条を附則第16条とする改正規定並びに次条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中三島市税賦課徴収条例第68条の改正規定（「係げる」を「掲げる」に改める部分を除く。）並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第11条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中三島市税賦課徴収条例第22条、第44条、第46条第1項及び附則第11条の改正規定並びに次条第3項、附則第5条及び第6条（新条例附則第11条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中三島市税賦課徴収条例第49条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第1条の2の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税

及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第33条の4及び第33条の4の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の3第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第5条の3第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第5条の3第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第5条の3第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第5条の3第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第5条の4第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行

われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第68条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第11条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第68条及び新条例附則第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第68条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第11条の表以外の部分	第68条	三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年三島市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条
新条例附則第11条の表第68条第2	第68条第2号ア	平成26年改正条例附則第

号アの項		6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

平成26年6月10日提出

三島市長 豊岡 武士